

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく「建設業取引適正化センター設置業務」に係る落札者の決定について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行った「建設業取引適正化センター設置業務」については、下記のとおり落札者を決定しました。

1 落札者の名称
公益財団法人 建設業適正取引推進機構

2 落札金額
42,000,000円（税抜）

3 落札者の評価点

技術評価点	入札価格（税抜）	総合評価点
173点	42,000,000円	41.19

注）評価値は、技術評価点を入札価格で除した値を10の7乗倍したもので、小数点3桁以下は切り捨て

4 落札者決定の経緯及び理由

建設業取引適正化センター設置業務に係る民間競争入札実施要項及び入札説明書に基づき、入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び総合評価申請書（技術提案書）について審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。

また、開札の結果、入札価格が予定価格の範囲内であったことから、上記の者が落札者となった。

5 落札者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

本業務は、建設工事の請負契約に関するトラブル・苦情・相談等について、相談者へ紛争解決やトラブル防止に向けたアドバイス及び関係法令の所管部局である行政機関の紹介を行う「建設業取引適正化センター」の設置・運営を行うものである。

本業務の実施にあたっては、東京23区内及び大阪市内に相談窓口を設置の上、2名の常勤職員を専任で配置するとともに、弁護士及び建設業の実務に精通した有識者をそれぞれの相談窓口勤務させ、相談に対応する。